

欧州共同体商標意匠庁、欧州連合商標規則第28条(8)の対応について公表

2016 年 2 月 16 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) は、2 月 16 日、欧州連合商標規則第 28 条(8)への対応 (宣言) について文書を公表した旨、プレスリリースした。

共同体商標規則を改正する規則は、2015 年 12 月 24 日に公表され、3 月 23 日に施行される予定である。これにより、共同体商標規則は欧州連合商標規則へ改称される。

欧州連合商標規則第 28 条(8)では、欧州連合商標登録に係る商品・サービスの分類について定められている。具体的には、2012 年 6 月 22 日より前に出願し、ニース国際分類の類見出し ("the entire heading of a Nice class") を記載して登録された欧州連合商標について、当該商標権者は、当該類見出しの文言上の意味を超えた商品又はサービスについての商標保護を出願時に求めている旨の宣言 (declare) をすることができ、この宣言により、出願時に有効であったニース国際分類における当該分類のアルファベット順リストに記載されている商品又はサービスが指定されていたものと扱われる旨、規定されている。

また、この宣言は、施行後の移行期間 (6 か月) において行うことができ、移行期間終了後は、ニース国際分類の類見出しを記載して登録された欧州連合商標は、出願日にかかわらず、当該類見出しの文言上の意味に基づいて解釈されることとなる点が指摘されている。

さらに、この宣言の方法について記載された文書によれば、宣言は OHIM のオンラインフォームを利用して申請することができ、費用は無料であること等について説明がされている。なお、その別添として、ニース国際分類の類見出しを文言通りに解釈した場合に当該解釈では含まれない商品・サービス例のリスト、FAQ も公表されている。

－ OHIM のプレスリリースは、以下参照 －

[Communication of the President of OHIM on the implementation of Article 28\(8\) EUTMR](#)

－ 欧州連合商標規則第 28 条(8)の実施に係る文書は、以下参照 －

[Communication No 1/2016 of the President of the Office of 08/02/2016 concerning the implementation of Article 28 EUTMR \(PDF\)](#)

－ ニース国際分類の類見出しを文言通りに解釈した場合に当該解釈では含まれない商品・サービス例については、以下参照 －

[Examples of terms clearly not covered by the literal meaning of the respective class headings. \(PDF\)](#)

－ FAQ については、以下参照 －

[Declarations under Article28\(8\) EUTMR Frequently asked questions \(PDF\)](#)

－ 共同体商標規則を改正する規則については、以下参照 －

[EU trade mark regulation](#)

(以上)